

# 建設マネジメント技術

PUBLIC WORKS MANAGEMENT JOURNAL <http://kenmane.kensetsu-plaza.com/>

[編集]建設マネジメント技術編集委員会

2020  
October

10

## 特集 多様な入札契約方式

公共事業労務費調査(令和2年10月調査)の実施について  
自治体の取り組み(福島県)

 i-Construction



# 多様な入札契約方式を考える

日本大学 危機管理学部 教授 きのした 木下 せいや 誠也



“多様な”入札契約方式という言葉は、1993年のゼネコン汚職などを契機に一般競争入札が導入されるまでは聞いたことがありませんでした。それまでは不透明ながらも指名競争入札等によって発注者の裁量により技術（品質）重視で設計者や施工者の選定を行っていたので、発注者にとって不自由はありませんでした。ところが、1994年度から会計法令などの原則に従って価格による一般競争入札を導入したことで、工事の品質確保に懸念が生じ、そのため受注者選定において技術力を評価する必要が生じました。その手続きを“見える化”するために多様な方式が必要になったのです。

当時の建設省は、1997年度から入札段階で技術提案を審査する入札時VEや設計・施工一括発注方式（デザインビルド）による一般競争入札の試行を、1999年度からは総合評価落札方式による一般競争入札の試行を開始しました。

2005年には品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が制定され、国土交通省は2005年度後半より価格競争から総合評価落札方式による一般競争入札へと大きく転換しました。品確法は2014年に改正されて技術提案・交渉方式が導入され、設計段階で施工者のノウハウを活用するECI方式（Early Contractor Involvement）なども導入するようになりました。さらに2019年同法が改正され、災害時における指名競争入札や随意契約の活用が拡大されるなど、入札契約方式の多様化はさらに進んでいます。

価格以外の要素を評価して受注者を選定しようという入札契約方式の多様化の動きは、欧米において先行しています。日本が1889年に明治憲法と同時に会計法令を海外にならって制定した当時は、西洋では最低価格を落札とする一般競争入札が主流でした。しかし、価格による一般競争入札では、手抜き工事が生じやすいだけでなく、当初は安価であっても変更契約でかえって高い価格になるなどの弊害がありました。このため、1960

年代以降、品質を重視してライフサイクルコストを含めて総合的に発注者に有利であることを落札基準とするようになりました。

英国の建設産業再生に向けた公共調達改革の指針となった1994年のレイサム・レポート（Constructing the Team）では、最低価格でなく価値（Value for Money）を最大化するよう総合的な評価で受注者を選定することを推奨しました。英国道路庁（Highways Agency）は、1992年から導入していたデザインビルドの適用をさらに拡大するとともに、2001年からはECIを導入し、価格のみによらない技術重視の受注者選定を拡大しました。2013年の政府報告書（Construction 2025）は、ECIと合わせて受発注者の技術力結集と透明性確保（early contractor involvement, collaboration, and transparency）を推進すべきとしています。

アメリカでも一般競争入札に代わる方式（alternative contracting methods）として、デザインビルドやECIの導入が拡大されました。州政府等の道路整備では、かつては価格による一般競争入札がほとんどでしたが、1990年代からデザインビルドを導入し、2005年以降ECIに相当するCM/GCを導入するなど価格のみによらない技術重視を進めています。2018年4月の報告によると、件数ベースでデザインビルドが41%、CM/GCが12%となっています。CM/GCはさらに拡大傾向とのことです。

わが国では、1994年度以降一般競争入札を導入するようになってから、透明性を確保しながら技術力を重視する仕組みを取り入れるべく改革を重ねてきました。今後さらに、受注者に技術開発を促しつつ、工事の品質確保と生産性向上を実現するために、多様な入札契約方式により受注者を適切に選定できる仕組みづくりを進める必要があります。そして併せて、受注者を適切に評価・選定することができる発注者の技術力を確保することが重要です。